

## 別表

資金	資金の種類	償還期限	据置期間
1号	<p>総トン数20トン未満の漁船の改造、建造又は取得に必要な資金</p> <p>総トン数20トン以上130トン未満の漁船の改造、建造又は取得に必要な資金</p> <p>■漁船の改造に必要な資金であって船体以外の部分に係るもの…推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水施設、冷凍冷蔵施設、トロールウインチ・パリーブロック等の漁撈装置、膨張型救命筏・その他救命設備、油圧装置等を含む。</p> <p>■リース料…漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金</p>	<p>20年以内（木船9年以内）</p> <p>漁船の改造に必要な資金であって船体以外の部分のみに係るものにあつては、10年以内</p> <p>リース料 10年以内</p>	<p>3年以内</p> <p>（木船2年以内）</p>
2号	<p>漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第4号に掲げるものを除く。）</p>	<p>15年以内</p> <p>漁業協同組合等に貸し付けられる場合は、20年以内</p>	<p>3年以内</p>
3号	<p>漁場改良造成用機具、漁船用油water供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金</p>	<p>7年以内</p> <p>漁業協同組合等に貸し付けられる場合は、10年以内</p>	<p>2年以内</p>
4号	<p>漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金</p>	<p>5年以内</p> <p>（漁具のうち大型定置網（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業に係る定置網をいう。）の取得に必要な資金にあつては、10年以内）</p>	<p>2年以内</p>
5号	<p>（ア）養殖に係る資金</p> <p>成育期間が1年以上であるあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえばい、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、どじょう、にべ、はた、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや及びめばるの種苗の購入（自らその種苗を育成する場合に限る。）又は育成に必要な資金</p> <p>（イ）増殖に係る資金</p> <p>あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえばい、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入（自らその種苗を放流する場合又は自らその種苗を育成した後に他人に放流させる場合に限る。）又は育成（放流までの間自らその種苗を育成する場合に限る。）に必要な資金</p>	<p>5年以内</p>	<p>2年以内</p> <p>（ぶり、ほたてがい又は真珠貝（施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。）の種苗の購入又は育成に必要な資金にあつては、3年以内）</p>
6号	<p>漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）</p>	<p>20年以内</p>	<p>3年以内</p>
7号	<p>前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金</p> <p>（1）漁村給排水施設資金、漁家住宅資金、水産業労働力確保施設資金</p> <p>（2）初度的経営資金</p> <p>（3）（1）及び（2）に掲げる資金以外の資金</p>	<p>（1）15年以内</p> <p>（2）5年以内</p> <p>（3）12年以内</p> <p>（漁業協同組合等に貸し付けられる場合は、15年以内）</p>	<p>（1）3年以内</p> <p>（2）2年以内</p> <p>（3）2年以内</p> <p>（漁業協同組合等に貸し付けられる場合は、3年以内）</p>

別表